



〒861-0304 熊本県山鹿市鹿本町御宇田198-5

熊本県城北家畜保健衛生所 TEL 0968-46-2075 FAX 0968-46-3332

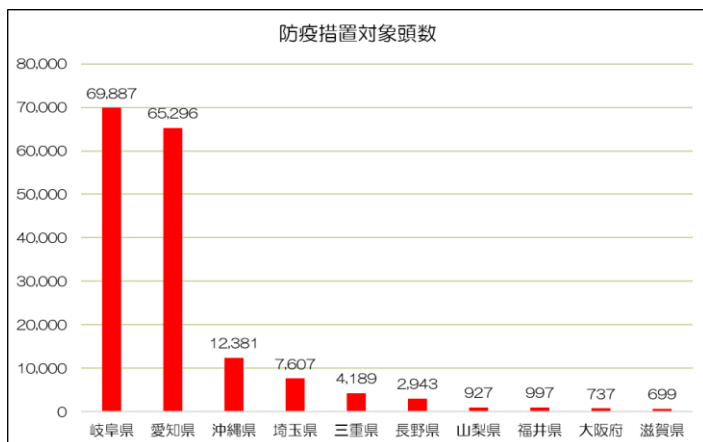
城北家保ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/site/jouhoku/>

城北家保メールアドレス jouhokukaho@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県城北地区家畜自衛防疫促進協議会 TEL&FAX 0968-46-6882

『CSF (豚熱) の今』

平成30年9月9日、岐阜県において国内で26年ぶりにCSFの発生が確認されました。その後、発生は継続し、現在までに防疫措置がとられた頭数は16万5千頭を越えています。



関係各所の努力や様々な対策により、令和2年3月の沖縄県での発生以降、養豚場での発生は確認されておられません。

しかし、野生イノシシでのCSF感染は未だに継続しています。

令和2年8月にCSF感染野生イノシシが確認された自治体

【関東地方】群馬県、埼玉県

【関西地方】滋賀県、三重県

【中部地方】新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県



一連のCSFの流行は未だ終息していません。

今一度、農場の衛生状態を確認していただき、防疫措置の徹底をお願いします。

改正した飼養衛生管理基準が施行されます。

令和2年6月30日付けで飼養衛生管理基準の改正が公布されました。

豚等の基準は7月1日に施行されましたが、その他の畜種は**令和2年10月1日**に施行されます。従前からの基準と合わせて、施行前に今一度内容を確認しておきましょう。 ※ 一部の取組には猶予期間が設定されています。

○ 飼養衛生管理基準の重点項目について

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊では改正後の飼養衛生管理基準は38項目あります。今回はその中で重点項目とされている基準の紹介です。

『家畜の所有者の責務の徹底』（新設）

- 飼養する家畜に対する家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止について、**所有者が責任を有する**旨が明記されました。
- 関係法令の遵守や農場の防疫体制の構築の他、関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこととされています。

『飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底』（新設）

- 本基準は、**令和4年2月に施行**となります。

『衛生管理区域の適切な設定』（改正により区域の考え方を明確化）

- 畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅した設定をお願いします。

『記録の作成及び保管』（継続）

- これまでと同様に衛生管理区域に立ち入った人、導入及び出荷等を行った家畜、飼養する家畜の異状に関する記録等が必要です。

『衛生管理区域の出入り口における車両の消毒』（項目追加）

- 農場専用のフロアマットの使用等により、**車内における交差汚染を防止**するための措置を講じるという項目が追加されています。

近隣諸国における海外悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生日月日
高病原性 鳥インフルエンザ	H5N5	台湾(10件)	家禽	令和2年(2020年)7月23日 ～令和2年(2020年)8月15日
	H5N8	ロシア(2件)	鶏・ガチョウ・アヒル	令和2年(2020年)7月28日
	H5	ロシア(1件)	家禽	令和2年(2020年)8月11日
ASF		韓国(38件)	野生イノシシ	令和2年(2020年)7月31日 ～令和2年(2020年)8月25日
		ロシア(63件)	豚・野生イノシシ	令和2年(2020年)7月7日 ～令和2年(2020年)8月26日
		ウクライナ(5件)	豚	令和2年(2020年)8月3日 ～令和2年(2020年)8月22日

令和2年(2020年)8月31日現在

折々の所感

暑いです。クーラーが消せません。この生活を続けると来年はもっと暑くなるのではと思いはするのですが。。。暑いです。(S.I.)